

吸収合併に係る事前開示書面の変更事項

2022年6月21日

アートスパークホールディングス株式会社

吸収合併に係る事前開示書面の変更事項

2022年6月21日

東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
アートスパークホールディングス株式会社
代表取締役 成島 啓

当社は、株式会社セルシス（以下「セルシス」といいます。）と合併し、セルシスの権利義務を承継することに致しました（以下「本吸収合併」といいます。）。

会社法第794条第1項の定めに従い、本吸収合併に関して吸収合併契約書の内容その他会社法施行規則第191条で定める事項を記載した書面を備え置いておりますが、2022年6月21日付けで本合併の効力発生日の変更に係る合併契約変更契約書を締結したことに伴い、一部に変更が生じたので、会社法施行規則第191条第7号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

本事前開示書面の「1. 吸収合併契約書の内容 別紙1のとおりです。」に、別紙1-2のとおり「効力発生日変更覚書」を追加いたします。

以上

吸収合併契約変更覚書

アートスパークホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社セルシス（以下「乙」という。）は、2022年2月10日付け吸収合併契約書（以下「原契約」という。）に関して、以下のとおり吸収合併契約変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。なお、本覚書において別段の定義がない限り、原契約に定義のある用語については、本覚書においても同様の意義を有する。

第1条（効力発生日の変更）

本覚書当事者は、原契約第4条（効力発生日）に基づき、本吸収合併の効力発生日を、2022年9月1日に変更することに合意する。

第2条（原契約変更の効力）

前条に基づく原契約の変更の効力は、本覚書締結時から将来に向かってのみ生じるものとし、本覚書に定める事項以外の事項については、原契約の各条項が引き続き効力を有するものとする。

第3条（本覚書に定めのない事項）

本覚書に定める事項のほか、本吸収合併に関し必要な事項は、原契約の趣旨に従い、本覚書当事者協議の上、これを決定する。

本覚書締結の証として本書1通を作成し、本覚書当事者記名押印の上、甲は原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年6月21日

甲：東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
アートスパークホールディングス株式会社
代表取締役 成島 啓



乙：東京都新宿区西新宿四丁目15番7号
株式会社セルシス
代表取締役 成島 啓

